



糸島市 前原西
地域包括支援センター便り

No.4(年4回発行)
令和5年3月1日
編集・発行
糸島市前原西
地域包括支援センター

回覧

将来が不安

頼れる家族がない



母がお金を適切に
管理できるか心配

判断能力の低下した方々を手助けする制度
成年後見制度を活用しましょう！

成年後見制度って何？

成年後見制度は、判断能力が低下している方々が様々な手続きや財産管理、契約を行う時に権利や財産を守るために支援をする制度です。

- ①すでに判断能力が低下してから利用する**法定後見制度**
 - ②将来の判断能力の低下に備えて利用する**任意後見制度**
- に分けられ、本人に代わって後見人等が支援を行います。

どんな時に利用できる？

- ◇物忘れがひどくなり預貯金の管理が難しくなってきた。
- ◇障害のある子どもの将来が心配。親亡き後のその子のために。
- ◇認知症の父の施設費用のために、父の不動産や株を売却したい。
- ◇今は元気だけど、判断能力が低下した時に頼れる人がいなくて不安。など

どのように利用するの？

法定後見制度

すでに判断能力が不十分になっている本人に代わって、支援者が施設入所の契約などの法律行為を行います。

本人の判断能力に応じて次のいずれかの後見人が決定されます。

判断能力が全く無い
⇒ 成年後見人

判断能力が著しく不十分
⇒ 保佐人

判断能力が不十分
⇒ 補助人

法定後見制度を利用したい時

任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった時に備えておく制度です。

あらかじめ、任意後見人になってもらいたい人と、判断能力が不十分になった時に何をしてもらいたいのか話し合い、その内容を公正証書にしておきます。

その後、判断能力が不十分になったら



家庭裁判所へ申立て

申立て後、約1～4か月で後見人等が選任され、支援が開始されます。

※成年後見制度の利用に係る手続き等には費用がかかります。

成年後見制度を利用された方の例

頼れる親族がない認知症の老夫婦。金銭管理や契約手続きを後見人に支援してもらうことで、生活の不安が一つ減りました。夫婦仲良く、穏やかに過ごすことができます。

啓発や手続きに関するご案内も行っています。



■糸島市前原西地域包括支援センター（担当圏域：前原・南風・加布里校区）

■住所：福岡県糸島市富508-4（特別養護老人ホーム「富の里」内）

■開所時間：月～土（祝日、12月29日～1月3日を除く）8:30～17:15

*ただし、緊急の場合は休日・夜間・早朝などの時間も対応します。

☎：092-324-5600 Fax：092-324-5610

E-mail：maebarunishi@jiaikai-fuk.or.jp

まずはご相談を！

